

引上げ分の地方消費税収が充てられる社会保障施策に要する経費内訳

【歳入決算額】 地方消費税交付金 218,364千円 （一般分 119,317千円、社会保障財源分 99,047千円）

【歳出決算額】 社会保障施策に要する経費 1,603,514千円

（単位：千円）

科 目 名		経 費	財 源 内 訳				
			特 定 財 源			一 般 財 源	
			国(県)支出金	町 債	その他	引上げ分の地方消費税（社会保障財源化分の交付金）	その他
社会福祉費	社会福祉総務費	138,510	18,854	0	4,055	3,478	112,123
	障害者福祉費	322,613	219,419	0	814	13,960	88,420
	老人福祉費	249,155	52,971	0	5,841	29,170	161,173
	社会福祉施設費	9,129	0	0	0	0	9,129
	国民年金費	5,173	3,321	0	0	0	1,852
	国民健康保険事業費	123,527	54,008	0	5,043	5,760	58,716
	地域福祉基金費	10	0	0	0	0	10
	介護保険事業費	196,964	1,218	0	3,663	25,235	166,848
児童福祉費	児童福祉総務費	116,718	55,309	0	10,737	4,907	45,765
	児童措置費	321,231	223,588	0	23,863	10,967	62,813
	子ども・子育て支援給付費	6,552	5,300	0	0	186	1,066
保健衛生費	保健衛生総務費	59,665	0	0	96	0	59,569
	予防費	45,721	2,889	0	1,364	4,889	36,579
	母子衛生費	5,537	100	0	0	495	4,942
	子育て世代包括支援センター母子保健型事業	3,009	2,002	0	0	0	1,007
合 計		1,603,514	638,979	0	55,476	99,047	810,012

※この内訳表は、引上げ分に係る地方消費税収（市町村交付金を含む。以下同じ。）について、地方税法第72条の116に「消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。以下同じ。）に要する経費（以下、社会保障施策経費という。）に充てるものとする」と規定されていることから、当該地方消費税収を社会保障施策経費に充てていることを示すものです。